

第6章 環境基本計画の推進

練馬区では、練馬区環境基本計画 2001-2010 に基づいて、練馬区環境基本条例の制定をはじめ、さまざまな環境保全推進のための枠組み・仕組みづくりを進めてきました。

この改定計画の内容は、練馬区環境基本条例と当該条例に基づく練馬区環境審議会、本計画で提案している「環境指標」や ISO14001 などの環境マネジメントシステム、ねりまエコ・アドバイザーなどの区民や事業者との協働の仕組み、国・東京都・23 区等との連携の仕組みなどを適切に運用し、また必要な拡充を図りながら、的確かつ着実に推進していきます。

6-1 環境基本条例および環境審議会

(1)練馬区環境基本条例（平成 18 年練馬区条例第 58 号）

平成 18 年 6 月 29 日に制定され、同年 8 月 1 日に施行された練馬区環境基本条例は、区の環境保全を進める最も基礎的な枠組みです。

この基本条例に定める理念や区の施策の基本的方向を実現化するために、環境基本計画や分野別の計画を定め、さらに、環境指標や環境マネジメントシステムを利用して計画の着実な推進を図るということが、環境施策を推進する基本的なスキームになります。

環境基本条例に定める、区が環境施策を進めるにあたっての枠組みとしては、つぎのような事項が挙げられます。

- 環境の保全に関する基本的な計画の策定（第 9 条）
- 施策の策定等における配慮（第 10 条）
- 区民等の参加の機会の確保（第 11 条）
- 環境の保全のための取組の促進（第 12 条）
- 誘導的措置（第 13 条）
- 環境の保全に関する活動の支援（第 14 条）
- 環境学習および普及啓発の推進（第 15 条）
- 環境に関する調査等（第 16 条）
- 環境の監視および測定（第 17 条）
- 環境の状況等に関する報告書の作成等（第 18 条）
- 環境に関する情報の提供（第 19 条）
- 練馬区環境審議会（第 22 条）

これらの枠組みを基本として、環境基本計画の策定をはじめ、さまざまな環境保全のための施策を着実に実施していきます。

(2)練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例は、練馬区環境審議会についてつぎのように定めています。

練馬区環境基本条例（平成18年条例第58号）抜粋

（練馬区環境審議会）

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、区長の附属機関として、練馬区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項（他の附属機関の権限に属するものを除く。）を調査審議する。

基本計画に関すること。

前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、区民、事業者、環境の保全に関し学識経験のある者等のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、練馬区規則で定める。

以上のように、区の環境基本計画および環境の保全に関する基本的事項については、審議会に諮問し、区民・事業者および専門家等の意見を反映した審議会答申を受けて、策定等を進めることが定められています。

このほか、環境影響評価における区長意見など、必要な事項については、審議会に報告し、その意見を聴きながら区の考え方等を検討します。

6-2 マネジメントシステム

(1)環境マネジメントシステム ISO14001

練馬区では、平成13年11月、環境の保全のための取り組みを着実に推進するための環境マネジメントシステムとして、国際規格ISO14001の認証を取得し、この仕組みに基づいて区の事務事業の執行にあたって環境の保全に積極的に取り組んでいます。

平成13年度の認証取得の時点では、環境マネジメントシステムの適用範囲(サイト)は、区立学校・幼稚園を除く、区が設置・管理するすべての施設でした。

その後、平成16年11月には、ISO14001の認証を更新しました。更新に際し、適用範囲に区立学校・幼稚園を含め、指定管理者施設を除く全施設をISO14001の適用範囲としました。指定管理者施設については、区が契約等にあたって、環境配慮の要請を行うとともに、エネルギーの使用状況等の調査を求めています。

環境マネジメントシステムは、区長の環境方針のもとで、P(=プラン)、D(=実行)、C(=点検)、A(=見直し)のサイクルにより、環境保全活動を継続的に改善していくためのツールです(第5章87ページ参照)。特に、C(=点検)の部分は、内

部の監査員による監査、外部審査機関（環境マネジメントシステムの専門家）による監査を組み合わせ、有効な点検が可能な仕組みです。

本計画の期間も引き続き、環境マネジメントシステムにより、区の事務事業の実施に伴う環境負荷の着実な抑制に努めるとともに、環境保全施策の推進や環境教育の充実に活用していきます。

(2)行政評価

練馬区では、区の全施策・全事務事業について、平成 14 年度から行政評価を取り入れ、事務事業および施策の成果、効率性などを指標を用いて総合的に評価し、事務事業の内容や施策の展開のあり方の見直しに活用しています。施策評価については、区民評価委員会を設置し、区民の目で区の施策の点検、評価を実施しています。

この中で、環境保全のための施策・事務事業についても、点検、評価し、見直しを行っています。また、すべての事務事業、施策について環境配慮の取り組み内容について評価を行っています。

行政評価の結果は、インターネットホームページ等で公表しています。

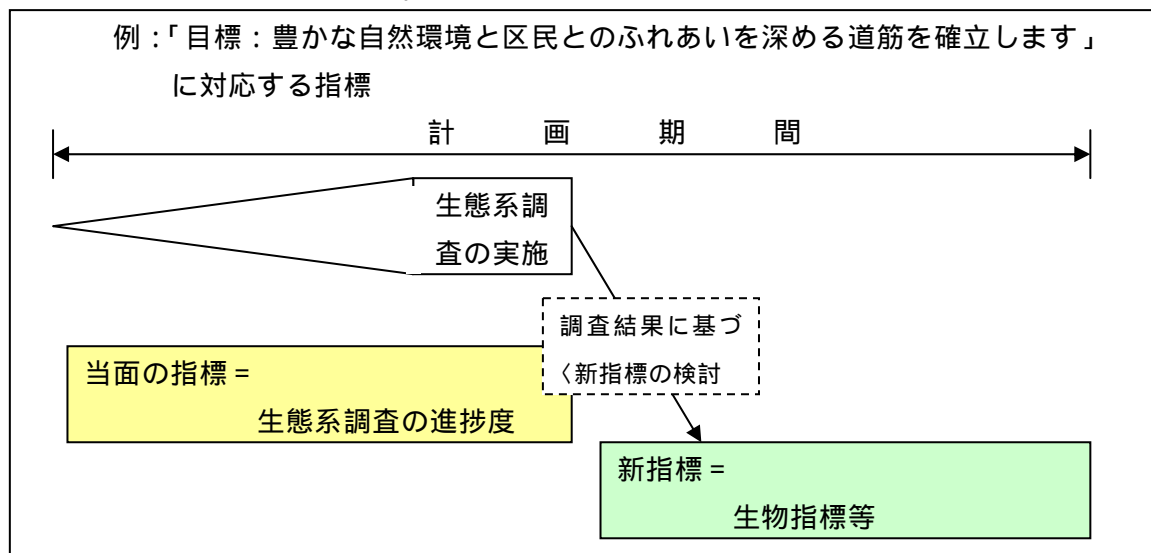
本計画の期間も引き続き、行政評価の内容を改良しつつ、その仕組みを活用して環境施策の継続的改善に役立てていきます。

(3)環境指標

環境基本計画の進捗状況を評価し、見直しのためのツールのひとつとして、「環境指標」を導入します。（第 4 章 45 ページ参照）

環境指標による進捗管理は、平成 22 年度をめざしその拡充、定着を図っていくこととし、当面は、環境指標として、行政評価・新長期計画の成果指標等を最大限活用することとします。

また、現段階で分かりやすい指標が見出せない場合は、事業の進捗状況や区民・事業者・区の努力の結果を示す指標を環境指標に設定し、計画期間中に、より分かりやすい指標の導入を検討します。



指標の算出、評価等にあたっては、行政評価における区民評価との調整を図りつつ、区民参加による方法を検討します。

6-3 区民・事業者との協働のための仕組み

環境保全の活動を進める区民個人や、地域団体などとの連携・協力をさまざまな制度のもとで強化、拡充し、それぞれの分野で活躍いただくとともに、区の施策についても、それらの区民や団体と分担、協力して効果的に進めていきます。

地球温暖化対策については、区民団体、事業者団体のほか、東京都や国が設置する地球温暖化対策や省エネルギー対策を進めるための組織などの参加も得ながら、練馬ぐるみで対策を推進する協議会の設立を検討します。

(1)区民との協働

地域における環境活動の核となる区民

- ・ねりまエコ・アドバイザー
- ・緑化協力員
- ・練馬みどりの機構

地域団体

- ・練馬区環境清掃推進連絡会
- ・環境美化推進地区
- ・環境美化活動団体

区立施設の管理と運営

- ・練馬関町リサイクルセンター活動機構（関町リサイクルセンター）
- ・練馬春日町環境学習交流機構（春日町リサイクルセンター）

区の支援により区民環境行動方針のプロジェクト推進をめざす組織

- ・練馬区民環境行動連絡会

環境大臣表彰と区民の環境保全活動

練馬区は、平成 18 年 1 月、環境大臣から、平成 17 年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」を受賞しましたが、その受賞理由として、緑化協力員の、長年にわたるみどりの保全・創出にかかわる活動と、区民自らが考え行動する「練馬区民環境行動方針」を延べ 301 回の検討会議を開催して策定した点が挙げられています。

練馬区における環境保全施策は、このように、多くの区民の努力に支えられています。今後とも、区民の活動と協働して、環境保全を進める仕組みを拡充していく必要があります。



環境大臣表彰を受ける練馬区長

(2)温暖化対策協議会

地球温暖化対策や省エネルギーなどを進める区民の団体や、区内のさまざまな事業者団体に呼びかけ、地球温暖化対策に貢献する足元からの行動を練馬ぐるみで推進するための協議会の設立を検討します。この協議会には、区民や事業者の省エネルギー対策等を技術的な面からのサポートができるよう、東京都や国が設置している省エネルギーや地球温暖化対策を進めるための組織にも参加を依頼していきます。

6-4 まちづくりにおける環境配慮を推進するための仕組み

まちづくりにおける環境配慮を行う、主な既存の仕組みはつぎのとおりです。

(ゴシック字は練馬区の制度)

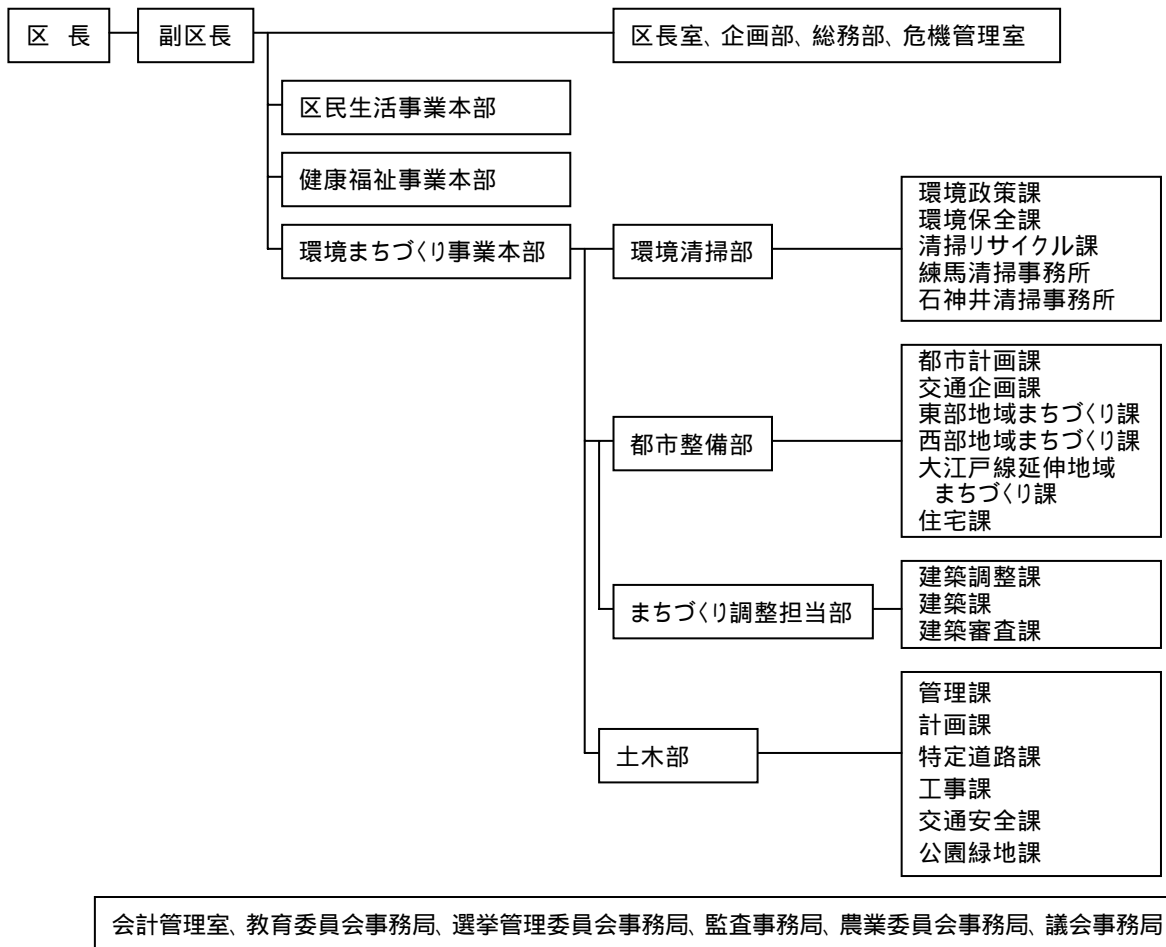
分野	法、条例など
環境影響評価制度	環境影響評価法、東京都環境影響評価条例
開発調整制度	都市計画法、建築基準法、練馬区まちづくり条例、練馬区中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例
小売店舗の立地における生活環境保全制度	まちづくり条例、大規模小売店舗立地法、練馬区中規模店舗の立地の調整に関する条例
公害の防止	大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、下水道法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染防止法、東京都環境確保条例
みどりの保全・創造	都市計画法、都市緑地保全法、東京都自然を保護し回復する条例、練馬区みどりを保護し回復する条例
清掃・リサイクル	建設リサイクル法、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例、練馬区リサイクル推進条例
地球温暖化	省エネルギー法、東京都環境確保条例

このような制度の内容、運用などを見ながら、今後、まちづくりにあたっての環境配慮を進めるための制度のあり方について調査検討し、練馬区に必要で、かつふさわしい制度の検討を進めます。

6-5 環境施策の推進のための組織

練馬区では、区の組織体制として、平成 17 年度から「事業本部」制度を導入しました。これは、政策分野別に権限委譲を進め、より迅速な意思決定、効率化などを進めるものです。事業本部のひとつとして「環境まちづくり事業本部」を設置し、本部を統括する環境まちづくり事業本部長のもとで、環境清掃部、都市整備部、土木部の 3 部が区の事務事業を推進しています。

この組織形態を生かして、環境を主軸にした区政の推進を図ります。



平成 19 年 7 月 1 日現在

6-5 広域的な連携

(1) 国や東京都との施策の連携等

地球環境問題、ヒートアイランド現象、自動車交通公害問題、水辺拠点整備などの広域的な取り組みは、国や東京都と連携協力して進める必要があります。適切な役割分担のもと、協力して取り組みを進めていきます。

また、練馬区の環境保全施策を進めるうえで、必要に応じ、国や東京都に対し、環境保全の施策や制度に関し要望等を行います。

(2) オール東京 62 区市町村共同事業「みどり東京・温暖化対防止プロジェクト」

東京都内の 62 の市区町村が連携・共同して、みどり保全や温室効果ガス排出削減の取り組みを進めることにより、各自治体、地域の特性に応じた自然環境保護や温暖化防止対策をさらに推進しようとするものです。

京都議定書の発効にあわせ、平成 17 年 2 月に、23 区長会が地球温暖化防止の取り組みに関する共同声明を発表し、これに基づいて進められている共同事業です。

温室効果ガスの排出量の算定、地球温暖化対策に関する情報システムの整備、キャン

ペーンの実施、区市町村事業の支援、市区町村職員向け共同研修などを行っています。区としても、この共同事業に参加し、また区としての取り組みの推進のため活用して行きます。